		提案施	<u></u> 設			工事の・	仕分け等(第1段階チェック)		技術	審査(第2段	階チェック)	結果				
整理番号				提案概要	用地買収			公共事業として	の必要性、地域で	づくりとの整合性	技術上の適合性	速	効性	技術審査	事業委員会	備考
番号	種別	名 称	所在地	泛木洲又	の有無	対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業とし ての必要性		地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等との調整の難易	結果	意見等	um rg
1	交通 安全 施設	信号機 (歩行者灯器増 設)	国理30/万化仇倘父	市道横断側に歩行者灯器が 設置されておらず、右左折 する車と交錯する危険があ るため、歩行者灯器の増設 を要望	無	0		0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	下鴨署管内 (受付番号1)
2	交通 安全 施設	横断歩道・信号機 (歩行者灯器増 設)	京都市上京区役人 町 中立売通猪熊交差 点	中立売通には、横断歩道、 歩行者灯器がなく、横断す るのが危険。横断歩道の設 置及び歩行者灯器の増設を 要望	無	0		0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	上京署管内 (受付番号20)
3	交通 安全 施設	機	京都市西京区山田 大吉見町 国道9号西友前交 差点	従道路側を横断するのに横 断歩道、歩行者灯器がなく 横断するのが危険。横断歩 道の設置及び歩行者灯器の 増設を要望	無	0		0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	西京署管内 (受付番号49)
4	交通 安全 施設	信号機 (灯器改良)	京都市宇右京区山 ノ内北ノロ町 山ノ内光縁寺交差 点	車両灯器が古く、西日で 車両灯器が見えづらく信 号機を見落とす危険性が あるため、灯器のLED 化を要望	無	0		0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号66)
5	交通 安全 施設	信 号機 (移設)	大聲町	バスターミナル出入口は信号制 御されておらず、バスの出入り が困難なため、既存の信号制御 に追加してバスターミナルの信 号制御も要望	無	0		0	0	0	×	0	0	実施しない	実施しない	下鴨署管内 (受付番号79)
6	交通 安全 施設	信号機 (半感応化)	野福王子町 衣笠宇多野線陽明	主道路の交通量が多く、従 道路からの車両が出られな いため、信号機の交差点制 御を要望	無	0		0	0	0	×	0	×	実施しない	実施しない	右京署管内 (受付番号87)
7	交通 安全 施設	横断歩道・信号機 (歩行者灯器増 設)	町 七条通三十三間堂	観光客が七条通が横断する需要 が多いのに、西詰のみしか横断 歩道及び歩行者灯器が設置され ていないため、東詰に横断歩道 及び歩行者灯器の増設を要望		0		0	0	0	0	0	×	実施しない	実施しない	東山署管内 (受付番号113)
8	交通 安全 施設	(歩行者灯器設置)	相生町	横断歩道はあるが、車両 用の信号機では遠くて見 えにくく危険であるた め、歩行者灯器の設置を 要望	無	0		0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	中京署管内 (受付番号130)

- ◆【第1段階チェック:対象とならない工事】
 - ①国や市町村が管理する施設に関する工事
 - ②利便性向上や環境整備に関する工事
 - ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
 - ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
 - ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック:技術審査】
 - 6項目について〇、×の評価を記入

		提案施	設			工事の	仕分け等(第1段階チェック)		技術	審査(第2段	階チェック)	結果				
整理番号	!			提案概要	用地買収			公共事業として	の必要性、地域に	づくりとの整合性	技術上の適合性	速	 効性	技術審査	事業委員会	備考
番号	· 種別	名 称	所在地	泛未似安	の有無	対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業とし ての必要性		地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等との調整の難易	結果	意見等	VM 75
9	交通 安設	信号機 (視覚障害者用 付加装置)	師菱川町 水垂上桂川線菱川	交通量が多く、目の不自由 な方が横断する際に危険で あるため、視覚障害者用付 加装置の設置を要望	無	0		0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	向日町署管内 (受付番号149)
10	交通 安設	信号機 (視覚障害者用 付加装置)	京都市北区紫野宮 西町 堀川紫明交差点	交通量が多く、視覚障害者 が横断する際に苦慮してお り危険なため、視覚障害者 用付加装置の設置を要望	無	0		0	0	×	0	0	0	実施しない	実施しない	北署管内 (受付番号182)
11	交通 安全 施設	信号機 (灯器改良)	京都市中京区西ノ 京冷泉町 太子道天神道交差 点	灯器が古く、特に朝夕の時間帯が見えにくくなるため、LED化を要望	無	0		0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	中京署管内 (受付番号200)
12	交通 安全 施設	信号機 (多現示化・歩 行者灯器設置)	京都市山科区川田清 水焼団地町 新大石道清水焼団地 前交差点	交差点西側南北行の横断距離が長く、強引 に主道路側から右左折してくる車両があり 危険なため、西側のみに歩行者灯器の設置 を要望。また、横断中に右左折してくる車 両が来ないように、直進の矢印のみを表示 する多現示化を要望	無	0		0	0	0	×	0	×	実施しない	実施しない	山科署管内 (受付番号274)
13	交通 安全 施設	横断歩道・信号機 (歩行者灯器増 設)	永本町	歩行者灯器がなく、歩行 者等が信号に気付かず危 険であるため、横断歩 道・歩行者灯器の増設を 要望	無	0		0	0	0	0	0	×	実施しない	実施しない	中京署管内 (受付番号276)
14	交通 安全 施設	信号機 (視覚障害者用 付加装置)	提出小师大羊占	交通量が多く、視覚障害 者が横断する際に危険で あるため、視覚障害者用 付加装置の設置を要望	無	0		0	0	×	0	0	0	実施しない	実施しない	北署管内 (受付番号331)
15	安全	信号機 (視覚障害者用 付加装置)	原都市四京区川島濱 樋町56番地 山陰街道 阪急京都線西側道交	左折する車が多いが信号が ないので、視覚障害者が横 断に苦慮している。信号機 の設置に併せて視覚障害者 用付加装置の設置を要望	無	0		0	0	0	×	0	×	実施しない	実施しない	西京署管内 (受付番号354)
16	施設	最高速度	京都市山科区上花山花ノ岡町地内から大石道まで(府道渋谷山科停車場線)		無	4	大規模な工事							実施しない	実施しない	山科署管内 (受付番号9)

- ◆【第1段階チェック:対象とならない工事】 ①国や市町村が管理する施設に関する工事

 - ②利便性向上や環境整備に関する工事
 - ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
 - ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック:技術審査】
 - 6項目についてO、×の評価を記入

			提案施	 設			工事の	仕分け等(第1段階チェック)		技術	審査(第2段	だチェック)	結果				
整理番号	!				提案概要	用地買収			公共事業として	の必要性、地域で	づくりとの整合性	技術上の適合性	速		技術審査	事業委員会	備考
番号	· 種別	名	称	所在地	泛米机头	の有無	対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業とし ての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等との調整の難易	結果	意見等	טייי מאט
17	交通 安全 施設	横断歩道		京都市上京区寺町 広小路上る染殿町 680先	横断歩道の設置要望	無			×	0	0	×	×	0	実施しない	実施しない	上京署管内 (受付番号15)
18	交 安 施 施	横断歩道		京都市上京区寺町 広小路上る染殿町 680先	横断歩道の設置要望	無			×	×	×	×	×	×	実施しない	実施しない	上京署管内 (受付番号16)
19	交通 安全 施設	横断歩道		京都市左京区広河 原杓子町地内	横断歩道の設置要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	下鴨署管内 (受付番21)
20	交通 安全 施設	横断歩道		京都市伏見区久我 東町地内	横断歩道の設置要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	向日町署管内 (受付番号95)
21	交通 安全 施設	横断歩道		京都市伏見区久我 東町地内	横断歩道の設置要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	向日町署管内 (受付番号96)
22	交通 安全 施設	横断歩道		京都市伏見区久我東町地内	横断歩道の設置要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	向日町署管内 (受付番号97)
23	交通 安全 施設	横断歩道		京都市東山区桝屋町地内	横断歩道の設置要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	東山署管内 (受付番号101)
24	交通安全施設	横断歩道		京都市伏見区羽束師志水町地内	横断歩道の設置要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	向日町署管内 (受付番号150)

- ◆【第1段階チェック:対象とならない工事】
 - ①国や市町村が管理する施設に関する工事
 - ②利便性向上や環境整備に関する工事
 - ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
 - ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
 - ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック:技術審査】
 - 6項目について〇、×の評価を記入

		提案加	西 設			工事の	仕分け等(第1段階チェック)		技術	審査(第2段	だチェック)	結果				
整理番号				上上上, 一块案概要	用地買収			公共事業として	の必要性、地域で	づくりとの整合性	技術上の適合性	速	効性	技術審査	事業委員会	備考
番号	· 種別	名 称	所在地	泛米机头	の有無	対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業とし ての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等との調整の難易	結果	意見等	טחט ייט
25	交通 安全 施設	横断歩道	京都市山科区竹鼻 地蔵寺南町地内	横断歩道設置の要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	山科署管内 (受付番号156)
26	交 安 施 施	最高速度	京都市北区北舟岡町地内(鞍馬口通)	最高速度30km/hの要望	無			×	×	0	×	×	×	実施しない	実施しない	北署管内 (受付番号183)
27	交通 安全 施設	横断歩道	京都市北区紫野藤 ノ森町地内	横断歩道の設置要望	無	5	他事業で実施済み							実施しない	実施しない	北署管内 (受付番号184)
28	交通 安全 施設	最高速度	京都市北区紫野郷 ノ上町地内 (鞍馬口通)	最高速度30km/hの要望	無			×	×	0	×	×	×	実施しない	実施しない	北署管内 (受付番号189)
29	交通 安全 施設	自転車横断帯	川端通出町交差点 東詰	自転車横断帯の解除要望	無			0	0	0	0	×	×	実施しない	実施しない	下鴨署管内 (受付番号281)
30	交通 安全 施設	徐行	京都市伏見区小栗 栖北後藤町地内	徐行の要望 (団地内を通行する車 両の速度抑制)	無	2	環境整備に関する工事							実施しない	実施しない	山科署管内 (受付番号285)
31	交通 安設	普通自転車歩道 通行可	京都市伏見区醍醐新町裏町地内	普通自転車歩道通行可 の要望(区間の延長)	無			×	×	×	×	×	×	実施しない	実施しない	山科署管内 (受付番号286)
32	交通安全施設	横断歩道	京都市東山区三条 大橋東4丁目七軒 町地内	横断歩道設置の要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	東山署管内 (受付番号333)

- ◆【第1段階チェック:対象とならない工事】
 - ①国や市町村が管理する施設に関する工事
 - ②利便性向上や環境整備に関する工事
 - ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
 - ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック:技術審査】
 - 6項目について〇、×の評価を記入

		1	提案施				工事の	仕分け等(第1段階チェック)		技術	審査(第2段	:階チェック)	結果				
整理番号	!				提案概要	用地買収			公共事業として	の必要性、地域で	づくりとの整合性	技術上の適合性	速	効性	技術審査	事業委員会	備考
番号	種別	名	称	所在地	ie, m. y.	の有無	対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業とし ての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等との調整の難易	結果	意見等	ura - J
33	交通 安設	横断歩道		京都市左京区岩倉中町地内	横断歩道の設置要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	下鴨署管内 (受付番号335)
34	交通 安全 施設	横断歩道		京都市北区西賀茂井ノロ町地内	横断歩道の設置要望	無			×	×	0	×	×	×	実施しない	実施しない	北署管内 (受付番号349)
35	交通 安全 施設	道路標識		京都市中京区西ノ 京上平町21番地先 丸太町通西土居通 交差点南詰	標識の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	中京署管内 (受付番号47)
36	交通 安設	道路標識		京都市右京区梅ケ 畑清水町31番地先 国道162号(通称周 山街道)	標識の増設要望	無			×	×	0	×	×	0	実施しない	実施しない	右京署管内 (受付番号132)
37	交通 安設	道路標識		京都市右京区西京極中町37番地1先葛野大路七条交差点	標識の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号133)
38	交通 安設	道路標識		京都市下京区京都駅北側周辺	道路標識の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	下京署管内 (受付番号139)
39	交通 安全 施設	道路標識		京都市右京区・西 京区嵐山周辺	道路標識の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号197)
40	交通安全施設	道路標識		京都市上京区・北区北野天満宮周辺	道路標識の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	上京署管内 (受付番号199)

- ◆【第1段階チェック:対象とならない工事】
 - ①国や市町村が管理する施設に関する工事
 - ②利便性向上や環境整備に関する工事
 - ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
 - ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック:技術審査】
 - 6項目について〇、×の評価を記入

		‡	是案施	 設			工事の	仕分け等(第1段階チェック)		技術	審査(第2段	:階チェック)	結果				
整理番号					提案概要	用地買収			公共事業として	の必要性、地域で	づくりとの整合性	技術上の適合性	速	効性	技術審査	事業委員会	備考
番号	種別	名	称	所在地	近来帆女	の有無	対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業とし ての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等との調整の難易	結果	意見等	טיי מוע
41	交通 安全 施設	道路標識		京都市北区金閣寺 周辺	道路標識の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	北署管内 (受付番号201)
42	交通 安全 施設	道路標識		京都市東山区祇園 周辺	道路標識の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	東山署管内 (受付番号235)
43	交通 安全 施設	道路標識		京都市上京区・中 京区二条城周辺	道路標識の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	中京署管内 (受付番号275)
44	交通 安全 施設	道路標識		京都市上京区・左 京区下鴨神社周辺	道路標識の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	下鴨署管内 (受付番号280)
45	交通 安全 施設	道路標識		京都市伏見区伏見 稲荷周辺	道路標識の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	伏見署管内 (受付番号288)
46	交通 安全 施設	道路標識		国道1号(九条通 から外環状線まで の間)	道路標識の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	南署管内 (受付番号289)
47	交通 安全 施設	道路標識		京都市南区京都駅 八条口周辺	道路標識の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	南署管内 (受付番号290)
48	交通 安全 施設	道路標識		京都市上京区藁屋 町536番地 1 先 丸太町通猪熊交差 点	道路標識の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	上京署管内 (受付番号329)

- ◆【第1段階チェック:対象とならない工事】
 - ①国や市町村が管理する施設に関する工事
 - ②利便性向上や環境整備に関する工事
 - ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
 - ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
 - ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック:技術審査】
 - 6項目について〇、×の評価を記入

		ž	是案施	設			工事の	仕分け等(第1段階チェック)		技術	審査(第2段	:階チェック)	結果				
整理番号					提案概要	用地買収			公共事業として	の必要性、地域で	づくりとの整合性	技術上の適合性	速	効性	技術審査	事業委員会	備考
番号	種別	名	称	所在地	IEA IM S	の有無	対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業とし ての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等との調整の難易	結果	意見等	ura - J
49	交通 安全 施設	道路標識		京都市右京区太秦 蜂岡町31番地先 三条通右京警察署 前	道路標識の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号330)
50	交通 安全 施設	道路標識		京都市左京区岡崎 公園周辺	道路標識の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	川端署管内 (受付番号342)
51	交通 安全 施設	道路標示		京都市右京区 天神川通・一条通	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号57)
52	交通 安全 施設	道路標示		京都市伏見区 国道24号墨染通交 差点	停止禁止部分の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	伏見署管内 (受付番号94)
53	交通 安全 施設	道路標示		京都市下京区 五条通・烏丸通	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	下京署管内 (受付番号110)
54	交通 安全 施設	道路標示		京都市右京区 国道162号高雄小学 校前	横断歩道等の補修要望	無		,	0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号131)
55	交通 安全 施設	道路標示		京都市右京区一条通	一時停止線等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号136)
56	施設	道路標示		京都市南区河原町通	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	南署管内 (受付番号164)

- ◆【第1段階チェック:対象とならない工事】
 - ①国や市町村が管理する施設に関する工事
 - ②利便性向上や環境整備に関する工事
 - ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
 - ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
 - ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック:技術審査】
 - 6項目について〇、×の評価を記入

		:	提案施				工事の	仕分け等(第1段階チェック)		技術	審査(第2段	:階チェック)	結果				
整理番号					- 提案概要	用地買収			公共事業として	の必要性、地域で	づくりとの整合性	技術上の適合性	速	効性	技術審査	事業委員会	備考
番号	種別	名	称	所在地	泛不加又	の有無	対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業とし ての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等との調整の難易	結果	意見等	טיי מאט
57	交通 安全 施設	道路標示		京都市南区 竹田街道	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	南署管内 (受付番号165)
58	交通 安全 施設	道路標示		京都市南区 烏丸通	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	南署管内 (受付番号166)
59	交通 安全 施設	道路標示		京都市南区油小路通	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	南署管内 (受付番号167)
60	交通 安全 施設	道路標示		京都市南区大宮通	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	南署管内 (受付番号168)
61	交通 安全 施設	道路標示		京都市南区 国道 1 号	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	南署管内 (受付番号169)
62	交通 安全 施設	道路標示		京都市南区御前通	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	南署管内 (受付番号170)
63	交通 安全 施設	道路標示		京都市南区 葛野大路通	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	南署管内 (受付番号171)
64	施設	道路標示		京都市南区 国道171号	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	南署管内 (受付番号172)

- ◆【第1段階チェック:対象とならない工事】
 - ①国や市町村が管理する施設に関する工事
 - ②利便性向上や環境整備に関する工事
 - ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
 - ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
 - ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック:技術審査】
 - 7項目について〇、×の評価を記入

		i	是案施	<u></u> 設			工事の	仕分け等(第1段階チェック)		技術	審査(第2段	:階チェック)	結果				
整理番号					提案概要	用地買収			公共事業として	の必要性、地域で	づくりとの整合性	技術上の適合性	速	効性	技術審査	事業委員会	備考
番号	種別	名	称	所在地	ie, m.y.	の有無	対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業とし ての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等との調整の難易	結果	意見等	ura - J
65	交通 安全 施設	道路標示		京都市南区八条通	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する		南署管内 (受付番号173)
66	交通 安全 施設	道路標示		京都市南区 九条通	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	南署管内 (受付番号174)
67	交通 安全 施設	道路標示		京都市南区十条通	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	南署管内 (受付番号175)
68	交通 安全 施設	道路標示		京都市南区 祥鳥橋通	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	南署管内 (受付番号176)
69	交通 安全 施設	道路標示		京都市南区 久出橋通	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	南署管内 (受付番号177)
70	交通 安全 施設	道路標示		京都市南区 向日町上鳥羽線	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	南署管内 (受付番号178)
71	交通 安全 施設	道路標示		京都市北区 浄福寺通鞍馬口交 差点	「止まれ」文字等の設置 要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	北署管内 (受付番号185)
72	交通安全施設	道路標示		京都市右京区丸太町通	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号195)

- ◆【第1段階チェック:対象とならない工事】
 - ①国や市町村が管理する施設に関する工事
 - ②利便性向上や環境整備に関する工事
 - ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
 - ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
 - ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック:技術審査】
 - 6項目について〇、×の評価を記入

		i	是案施	設			工事の	仕分け等(第1段階チェック)		技術	審査(第2段	階チェック)	結果				
整理番号					提案概要	用地買収			公共事業として	の必要性、地域で	づくりとの整合性	技術上の適合性	速	効性	技術審査	事業委員会	備考
番号	種別	名	称	所在地	IEA M.S.	の有無	対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業とし ての必要性		地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等との調整の難易	結果	意見等	ura - J
73	交通 安全 施設	道路標示		京都市右京区 罧原堤等	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号196)
74	交通 安全 施設	道路標示		京都市北区 金閣寺小学校周辺	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	北署管内 (受付番号202)
75	交通 安全 施設	道路標示		京都市左京区 岩倉忠在地等	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	下鴨署管内 (受付番号279)
76	交通 安全 施設	道路標示		京都市左京区 出町柳駅前	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	下鴨署管内 (受付番号282)
77	交通 安全 施設	道路標示		京都市伏見区 京都府営北後藤団 地	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	山科署管内 (受付番号284)
78	交通 安全 施設	道路標示		以他们来出区。 到 区	追い越しのため右側部分 はみ出し通行禁止線の補 修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	東山署管内 (受付番号287)
79	交通 安全 施設	道路標示		京都市上京区・中 京区 堀川通	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	上京署管内 (受付番号295)
80	交通安全施設	道路標示		京都市中京区千本通	横断歩道等の補修要望	無			0	0	0	0	0	0	実施する	実施する	中京署管内 (受付番号296)

- ◆【第1段階チェック:対象とならない工事】 ①国や市町村が管理する施設に関する工事

 - ②利便性向上や環境整備に関する工事
 - ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
 - ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
 - ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック:技術審査】
 - 6項目についてO、×の評価を記入